

神奈川県保健医療計画 (第8次 令和6年度～令和11年度)

令和6年3月

第2節	こころの未病対策	186
第3節	歯科保健対策	189
第4節	I C Tを活用した健康管理の推進	192
第5節	健康・医療・福祉分野において社会システムや技術の革新を起こす ことができる人材の育成	194
第4章	地域包括ケアシステムの推進	196
第1節	在宅医療	196
第2節	高齢者対策	210
第3節	障がい者対策	216
第4節	母子保健対策	219
第5節	難病対策	226
第6節	地域リハビリテーション	228
第5章	医療従事者の確保・養成	234
第1節	医師	234
第2節	外来医療に係る医療体制の確保	256
第3節	看護職員	265
第4節	歯科医師、薬剤師、その他の医療・介護従事者	276

第4章 地域包括ケアシステムの推進

第1節 在宅医療

1 現状・課題

【現状】

- ・地域包括ケアシステムの構築を目指し、第7次計画期間（平成30年度～令和5年度）までは、在宅医療の充実に向けて、地域の連携体制の促進や各種研修会の開催により、在宅医療の提供体制強化を行ってきました。
- ・しかし、第8次計画期間（令和6年度～11年度）及びそれ以降も、高齢化に伴い在宅医療の需要は増え続けることが見込まれています。

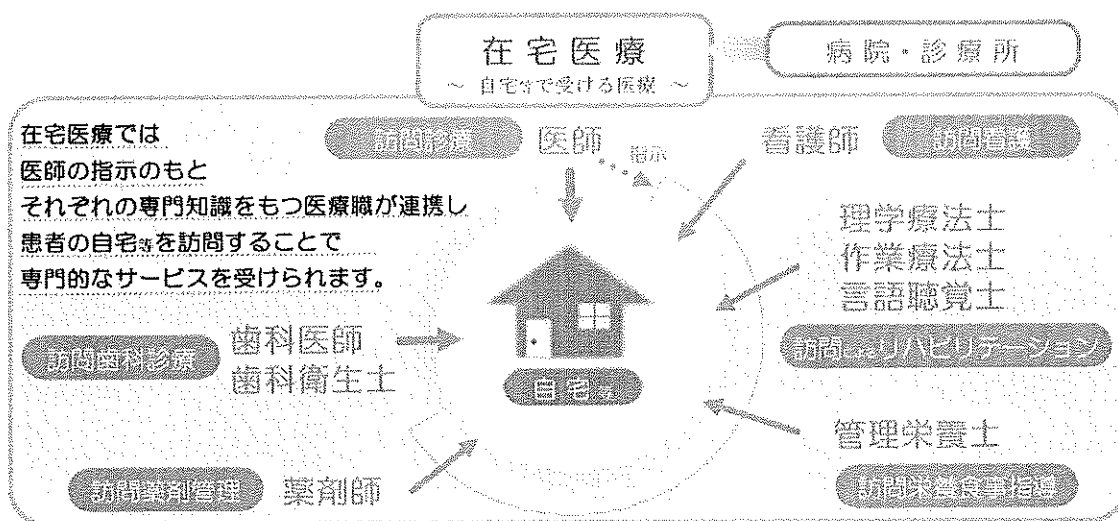
【課題】

- ・医師、看護師等の医療従事者は年々増加しているものの、在宅医療の大幅な需要増と同じ割合で増やしていくことは困難です。
- ・提供体制を増やしていくだけでなく、多職種連携やICTの活用等により、今ある資源を効率的に活用できるかが課題です。



(1) 在宅医療の需要

- 在宅医療は、入院医療や外来医療、介護、福祉サービスと相互に補完しながら、患者の日常生活を支える医療であり、“住み慣れた地域で誰もが尊重され、その人らしい生活が実現できるよう地域で支える”という地域包括ケアシステムの理念を推進するためには、不可欠の構成要素です。



（出典）厚生労働省ホームページ

※上記イメージ図のように、在宅医療では、様々な関係者による多職種連携が重要です。

当該節で「関係者」と記載のある場合は、このイメージ図における関係者を指します。

- 在宅医療は、患者のライフサイクルや健康状態の変化の中で起こりうる節目となる、以下の「4つの場面」を意識した取組や個別疾患への対応が必要であり、それぞれの現状と課題を整理し、対策を進めていくことが重要です。

また、今後さらに増加が見込まれる在宅医療の需要に対応するためには、在宅医療

(2) 在宅医療提供体制の充実

- 県や保健福祉事務所、市町村、医師会、歯科医師会、薬剤師会、その他医療・介護関係団体等は、互いに連携し、地域における在宅医療に係る課題の抽出や施策検討を行うための取組を推進します。
- 県や保健福祉事務所、市町村、医師会、歯科医師会、薬剤師会、その他医療・介護関係団体等は、医療・介護従事者を対象に、在宅医療及び訪問看護、在宅歯科医療、薬剤師の在宅医療への参画等に関する各種研修を実施し、医療・介護従事者のスキルの向上や多職種の連携に寄与します。
- 県は、在宅医療の受け皿拡大に向け、在宅医療の提供に必要な設備整備等に対する支援を行います。
- 県は、在宅歯科医療の受け皿拡大に向け、県歯科医師会が統括する在宅歯科医療連携室と協力して人材の育成を含めた研修の実施、多職種との連携を進め、地域における在宅歯科診療の拡大に向けた取組を推進します。また、在宅療養高齢者が必要な口腔ケア・歯科治療を受ける機会を増やすための取組を推進します。
- 県は、在宅分野における多職種連携の推進に向け、医療機関が行うＩＣＴ・デジタル技術を活用した取組を支援します。
- 県は、県医療審議会の意見を聞きながら医療法施行規則第1条の14第7項第1号の診療所（※1）として、病床設置等について許可を要しない診療所と認めることにより、在宅療養支援診療所をはじめとした地域包括ケアシステムの構築のために必要な診療所の整備を支援します。
- 県は、訪問看護の安定的な提供に向けて、訪問看護ステーションの経営の安定化と看護の質の向上を図るため、看護職員5人以上の訪問看護ステーションの増加を目指すとともに、施設間連携や多職種連携に強く、幅広い領域に対応可能な「**かながわ地域看護師**」（※2）を地域で育成することについての検討を進めます。
- 県は、県在宅医療推進協議会や県医師会等の意見を聞きながら、在宅医療において積極的な役割を担う医療機関を地域ごとに選定し、県民への情報提供を行います。

(3) 急変時の対応体制の充実

- 県及び保健福祉事務所は、市町村、医師会、歯科医師会、薬剤師会等と連携し、関係者間の連携構築等の地域の課題を踏まえた取組を推進します。
- 県は、急性期治療後のリハビリテーション機能や在宅急病時の入院受入機能を担う回復期病床等の整備のため、病床機能の転換及び新規整備を支援し、高齢者救急における地域完結型医療を推進します。

(4) 患者が望む場所での看取りに関する体制の充実

- 県及び保健福祉事務所は、市町村、医師会、歯科医師会、薬剤師会等と連携し、医療・介護従事者を対象に研修を行い、在宅での看取りや検案に対応できる医療従事者を育成します。
- 県及び保健福祉事務所は、市町村や医師会と連携し、ＡＣＰの普及啓発を進めます。
- 県は、医師会等と連携し、医療や介護の専門職等を対象に研修を行い、人生の最終段階における在宅医療・介護の多職種連携についての知識を深めます。

※ 医療的ケア児に関する事項については、「第1章第5節 小児医療」及び「第4章第3節 障がい者対策」に整理していますので、ご参照ください。

＝＝
■用語解説

※1 医療法施行規則第1条の14第7項第1号の診療所

医療法第7条第3項の規定により、診療所に病床を設けようとするときは、厚生労働省令で定める場合を除き、知事又は保健所設置市の市長の許可が必要。

「厚生労働省令で定める場合」は、医療法施行規則第1条の14第7項に規定されており、病床設置の許可を要さず、療養病床又は一般病床を設けることができる。その対象施設としては、在宅療養支援診療所をはじめとした地域包括ケアシステムの構築のために必要な診療所などが記載されている。

※2 「かながわ地域看護師」

地域医療構想を実現し、地域包括ケアシステムを推進するために、地域の医療・介護資源や医療提供体制を十分に理解し、地域の医療と介護をつなぐ能力を持つ看護師を地域で育成・確保するとともに、看護職員の離職や地域からの流出を防ぐことを目的として、県と県看護師等養成実習病院連絡協議会が「県地域看護師養成事業検討会」において共同で検討している取組。

＝＝

第5章 医療従事者の確保・養成

第3節 看護職員

1 現状・課題

【現状】

- ・本県の就業看護職員数は年々増加しており、令和2年12月末時点で86,360人となっていますが、本県の人口10万人当たりの就業看護職員数は、全国の1,315.2人に対し、本県は934.9人であり、全国で最も少ない状況です。

【課題】

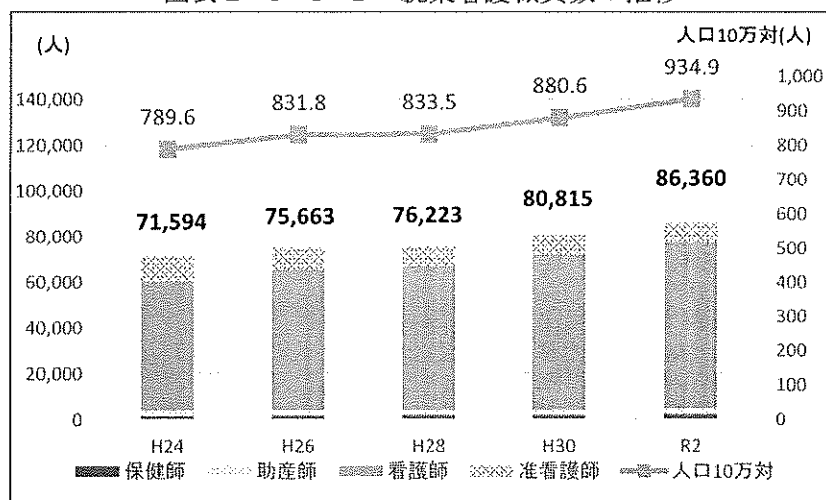
- ・高齢化の進展や医療技術の高度化・専門化等に加え、地域医療構想の実現に向けた病床の機能分化・連携に伴い、看護職員の需要は一層増加しています。
- ・一方、令和元年度に厚生労働省が公表した看護職員の需給推計では、本県の令和7年の必要看護職員数は109,970人であり、看護職員不足数は24,886人と推計されています。
- ・看護職員のさらなる確保が必要であり、看護師等学校養成所における新規養成に加え、復職支援、離職防止等の定着促進の取組を行うことが必要です。

(1) 現状

ア 看護職員数について

- 本県の就業看護職員数は、令和2年12月末時点で86,360人となっています。
(図表2-5-3-1)
- 人口10万人当たりの就業看護職員数は、全国の1,315.2人に対し、本県は934.9人であり、全国で最も少ない状況です。(図表2-5-3-2)
- 人口10万人当たりの就業看護職員数は、二次保健医療圏別に偏在があり、県央、川崎北部、湘南東部及び横浜で県平均を下回っています。(図表2-5-3-3)
- 就業看護職員全体の年齢構成は、40歳代が27.4%と最も多く、次いで20歳代が21.4%となっています。就業看護職員数は平成28年から令和2年の4年間で10,137人増加していますが、この間、50歳代、60歳以上の割合が増加している一方で、30歳代、40歳代の割合は減少しており、就業看護職員の高年齢化が進んでいます。
(図表2-5-3-4)

図表2-5-3-1 就業看護職員数の推移



(出典) 厚生労働省「衛生行政報告例(就業医療関係者)」

ルに合わせた柔軟な働き方を可能とする職場環境の整備や、地域の中で働く場所や領域等を円滑に移動することができる仕組みの検討が必要です。

- 医療技術の高度化や専門化等に対応するため、看護職員の資質の向上を図ることが必要です。また、生涯にわたり継続的に看護職として働き続けられるよう、新人時代から高齢世代までを通じたキャリアの継続支援が必要です。
- 看護職員の就業継続のためには、メンタルヘルス対策の着実な実施が重要です。また、看護職員が働きやすい環境を整備するために、職場におけるハラスメント対策を適切に実施していくことが必要です。

ウ 訪問看護の需要の増大

- 病院完結型から地域完結型へと医療提供体制の移行が進められている中、医療・介護需要を併せ持つ高齢者等が在宅で療養生活を送る上で、地域における訪問看護の需要は増大すると見込まれています。この需要に対応するため、訪問看護に従事する看護職員の確保を図る必要があります。
- 訪問看護ステーションには小規模な事業所が多く、人手不足から研修に参加できない、最新の看護技術情報を入手しにくい、といった課題があります。また、小規模事業所は経営困難に陥りやすく、離職率が高い傾向にあります。

エ 専門性の高い看護職員の需要

- 在宅医療の推進や、新興感染症等の感染拡大時の迅速かつ的確な対応、医師の働き方改革に伴うタスク・シフト／シェアの推進のため、特定行為研修修了者など、高度な知識と技術を身につけた看護職員が必要とされています。
- また、特定行為研修修了者が就業先で特定行為を実施できる体制の整備が必要です。

2 施策の方向性

<めざす方向（最終目標）>

看護職員を十分に確保し、看護職員が働きやすい環境の中でいきいきと活躍することで、質の高い看護を提供できる

<目標の達成に向けた施策の方向性>

- ◆看護職員の確保（新規養成、県ナースセンターによる復職支援、離職防止等の定着促進）
- ◆訪問看護の充実
- ◆専門性の高い看護職員の養成・確保

（1）看護職員の確保

ア 新規養成

- 県は、県立看護専門学校を運営するとともに、看護師等養成所の運営支援、看護師等修学資金貸付け、実習施設への支援、看護教員の養成など、看護職員の着実な養成に取り組みます。また、看護職員を目指す学生を確保するため、看護師等修学資金貸付制度について、制度の拡充に向けた検討を進めます。
- 県及び県ナースセンターは、看護職員が魅力的な進路として中・高校生に選択されるよう、看護職員の資格取得方法等の理解を深めるリーフレット等を発行し、看護に対する興味や関心を高めます。

- 県立保健福祉大学において、地域及び職域のリーダーとなる看護師等を養成します。

イ 県ナースセンターによる復職支援

- 県ナースセンターは、看護職員の再就業に向けた就業相談や情報提供を行うとともに、個々の状況に合わせた求人・求職間のあつせんを行います。
- 県ナースセンターは、看護職員が安心して復職できるよう、最近の医療・看護技術等に関する研修を実施します。
- 県ナースセンターは、看護職員の確保が困難な医療機関等への求人情報登録の支援や公共職業安定所との連携強化等を行うことにより、県ナースセンターを通じた就職者数の増加を図ります。

ウ 離職防止等の定着促進

- 県は、看護職員の定着に向けて、院内保育施設の運営等の取組への支援を行うとともに、新人看護職員の研修実施に対する支援を行い、新人看護職員の早期の離職防止を図ります。
- 県は、関係団体等と連携し、出産や育児、介護等のライフステージに応じた柔軟な働き方や、施設間連携や多職種連携に強く、幅広い領域に対応可能な「かながわ地域看護師」を地域で育成することについての検討を進めます。
- 県は、各専門分野や課題等に対応した研修やキャリアに応じた研修の充実等を図り、長く働き続けられる質の高い看護職員の育成に取り組みます。
- 県は、看護職員及び看護補助者のメンタルヘルス相談に対応します。
- 県は、関係団体等と連携し、定年退職した看護職員が活躍できる職場環境づくりやICT等の活用による業務の省力化・効率化についての検討を進めるとともに、看護職員がより専門性を発揮できるよう、看護補助者の確保や技能の向上を図ること等により、看護補助者との協働を推進します。
- 県医療勤務環境改善支援センターは、看護職員の離職防止・定着促進を図ることを目的として、勤務環境改善に主体的に取り組む医療機関等を支援します。
- 県は、行政保健師の確保・育成の充実に向けて、関係職能団体や学術機関等とも連携しながら、効果的・効率的な取組を検討していきます。

(2) 訪問看護の充実

- 県は、訪問看護に関する研修事業を実施し、訪問看護に従事する職員の確保・定着を図ります。
- 県は、訪問看護の安定的な提供に向けて、訪問看護ステーションの経営の安定化と看護の質の向上を図るため、看護職員5人以上の訪問看護ステーションの増加を目指します。
- 県は、訪問看護ステーションの安定的な運営のため、訪問看護ステーションの管理者の経営力向上のための支援を行います。

(3) 専門性の高い看護職員の養成・確保

- 県は、在宅医療の推進や、新興感染症等の感染拡大時の迅速かつ的確な対応、医師の働き方改革に伴うタスク・シフト／シェアの推進のため、特定行為研修の受講支援